

# カノープス

## ☆ニュース☆

第947号

発行人

一般社団法人  
沖縄県歯科医師会  
098(996)3561(代)

URL <http://www.okisi.org>

編集 県社保委員会

印刷 (一社) 沖縄県歯科医師会

発行月 平成28年 8月



### 保険だより



#### 平成28年度保険改正における施設基準について

#### 【明細書発行体制等加算の施設基準の届出について】

平成29年4月1日以降 施設基準の届出は、不要です。

#### 1 明細書発行体制等加算に関する施設基準

- (1) 診療所であること。
- (2) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。
- (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。

以上の施設基準の条件を満たしていれば、施設基準の届出しなくても、4月1日より明細書発行加算（再診時1点）を算定できます。

施設基準の条件を満たしているにも関わらず、明細書発行加算（再診時1点）を算定していない医療機関が多数見受けられます。必ず自院の確認をお願いします。

#### 【施設基準：在宅療養支援歯科診療所】

平成28年3月までに、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関については、平成29年3月31日までに新たな様式18による再度の届出が必要です。尚、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合においては、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養支援歯科診療所の届出の副本（受理番号が付されたもの）の写しは、研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合（研修の受講歯科医師に変更があった場合等）については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行ってください。

## 【歯科訪問診療料の注13に規定する施設基準の届出について】

第17の1の2 歯科訪問診療料の注13に規定する基準（在宅歯科医療専門以外の医療機関）直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満の保険医療機関であること。

在宅療養支援歯科診療所の施設基準に適合していないすべての歯科診療所が対象です。

29年4月以降の在宅歯科医療において、  
歯科訪問診療1～3は、算定不可、「初・再診料に相当する点数」で算定  
その際、在宅患者等急性歯科疾患対応加算の算定も不可となります。

## 【歯科訪問診療料の注13に規定する施設基準に関する疑義解釈】

（問14）在宅歯科医療を専門で行う歯科診療所以外の歯科診療所で、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っていない歯科診療所が歯科訪問診療を行う場合は、歯科訪問診療料の注13に関する施設基準の届出（様式21の3の2）による届出を行わないと歯科訪問診療1、2又は3の算定ができないのか。

（答）貴見のとおり。平成29年3月31日までに届出を行うことが必要。なお、この場合において、歯科訪問診療の実績が0人であっても差し支えない。

\*施設基準の届出様式は、九州厚生局のホームページより、別添2と様式21の3の2をダウンロードして入手してください。

\*提出の際は、必ず2部作成して提出をお願いします。

## 【歯科外来診療環境体制加算】

歯科外来診療環境体制加算に関する施設基準

- (1) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。（研修は届出日から3年以内）
- (2) 歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- (3) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。

ア自動体外式除細動器（AED）

イ経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

ウ酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）

エ血圧計

オ救急蘇生セット

カ歯科用吸引装置

救急蘇生セットとは、救急蘇生マスク・吸引器、気道確保用具等を備えたものです。出入りの材料屋さん、入手にあたっては、相談をお願いします。

#### 疑義解釈その4 抜粋

##### 【在宅医療：歯科訪問診療料】

(問1) 同居する同一世帯の複数の患者に対して診療を行った場合など、同一の患者において例えば夫婦2人の診療を行った場合に、1人が20分以上で、もう1人が20分未満(患者の急変によるものではない)であった場合の歯科訪問診療料はどのように算定すればよいのか。

(答) 診療時間が20分以上の患者については歯科訪問診療1で算定し、診療時間が20分未満の患者については歯科訪問診療3で算定する。

##### 【リハビリテーション：歯科口腔リハビリテーション料】

(問4) 区分番号「H001-3」歯科口腔リハビリテーション料2において、別の保険医療機関で製作した床副子を装着している場合においても、当該リハビリテーション料により算定する取扱いとなったが、区分番号「H001-2」歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」については、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成26年3月31日事務連絡)による従来どおり自院で製作したもののみが算定対象となるのか。

(答) 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成26年3月31日事務連絡)にかかわらず、他院で製作したものについても算定して差し支えない。

【

##### 処置：抜髄、感染根管処置等】

(問5) 槌状根の場合の加圧根管充填処置は、「3 3根管以上」として算定する取り扱いであるが、抜髄や感染根管処置、根管貼薬処置、根管充填、電氣的根管長測定検査については、実態の根管数が1根管又は2根管の場合は、この根管数に応じて算定するのか。

(答) 貴見のとおり。なお、実態の根管数が3根管以上ではない場合においては、加圧根管充填処置を算定する際に診療報酬明細書に槌状根である旨を記載すること。

##### 【処置：床副子調整・修理】

(問6) 床副子の調整について、睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床は「装着時又は装着日から起算して1月以内に限る」取扱いとなり、咬合挙上副子又は術後即時顎補綴装置は「月1回を限度として算定する」となったが、咬合挙上副子又は術後即時顎補綴装置の装着日と同月に算定できるのか。

(答) 咬合挙上副子又は術後即時顎補綴装置の調整については、装着した月と同月に算定して差し支えない。ただし、装着日と同日の算定はできない。

(問7) 区分番号「I017-2」床副子調整・修理の注3に「同一の患者について1月以内に床副子調整を2回以上行った場合は、床副子調整は1回とし、第1回の調整を行ったときに算定する。」とあるが、前回の咬合挙上副子又は術後即時顎補綴装置を調整日(算定日)から起算して1月以内ではあるが、翌月に調整を行った場合においては、どのように取扱うのか。

(答) 咬合挙上副子又は術後即時顎補綴装置の調整については、特掲診療料全体の通則に従い、月の初日から月の末日までの1か月を単位として、1月につき1回を限度として算定する取扱いであることから、前回当該処置を算定した日から起算して1月以内であっても、翌月であれば算定して差し支えない。

(問8) 区分番号「I019」歯冠修復物又は補綴物の除去のポンティックのみの除去に係る通知から「切断部位1箇所につき」の文言が削除されているが、ブリッジのポンティックを除去する際に行った切断の費用は「切断部位」数ではなくポンティック「1歯単位」での算定と考えるのか  
(答) 貴見のとおり。

**【処置：歯冠修復物又は補綴物の除去】**

(問9) ブリッジの除去について、例えば⑦⑥5④ブリッジを⑦⑥部分のように歯冠補綴物の連結部分を切断した場合は、留意事項通知の(7)のニにより切断を算定できると考えるのか。

(答) 貴見のとおり。

⑦⑥5④ブリッジをすべて除去する場合は、⑦と⑥の間の切断、全部金属冠3歯及びポンティック1歯の除去となり、32点×5として算定できる。

**【処置：有床義歯床下粘膜処置】**

(問10) 模型上で抜歯後を推定して製作する即時義歯について、歯肉の退縮等により比較的早期に行う床裏装は、区分番号「M030」有床義歯内面適合法の注2により所定点数の100分の50に相当する点数により算定する取扱いとなったが、この場合においても床裏装を行う前に区分番号「I022」有床義歯床下粘膜調整処置は算定できると考えてよいか。

(答) 床裏装を行う前に歯科医学的に妥当・適切に行われた有床義歯床下粘膜処置については、必要に応じて算定して差し支えない。

**【歯冠修復及び欠損補綴：クラウン・ブリッジ維持管理料】**

(問12) クラウン・ブリッジ維持管理料の注4について、「訪問診療を行った場合は算定できない」から、「区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した場合は、算定できない。」に変更になったが区分番号「C000」歯科訪問診療料の注13に規定する点数で算定した場合もクラウン・ブリッジ維持管理料は算定できないと考えてよいのか。

(答) 貴見のとおり。

(問17) 暫間固定を算定した場合において、診療報酬明細書の摘要欄に「歯周外科手術を行う予定であるか否かを記載する。」となっているが歯周治療以外で暫間固定を行う場合においても記載する必要があるか。

(答) 歯周治療以外(区分番号「I014」暫間固定の留意事項通知(13)に規定される場合)において暫間固定を行う場合については、記載がなくても差し支えない。

(問18) 次の①～④を算定した場合において、当該処置等が初回である場合は、診療報酬明細書の摘要欄に「初回である旨」又は「1回目」と記載することとされているが、初診月であり「初回」又は「1回目」であることが明らかである場合においても記載する必要があるか。

①区分番号「I014」暫間固定

②区分番号「I030」機械的歯面清掃処置

③区分番号「I031」フッ化物歯面塗布処置

④区分番号「M000」補綴時診断料(有床義歯修理を実施した場合に限る。)

(答) 当該処置が初診月に実施され、「初回」又は「1回目」であることが明らかである場合については、記載がなくても差し支えない。